

国民年金の保険料は納めましたか

国民年金の第一号被保険者(営業者や学生等)は、市町村で発行する納付書によって保険料を納めることになっています。

平成五年度分の保険料は、四月末日を過ぎますと、お手元の納付書では納めることができなくなっています。本年度の保険料をまだ納めていない方は、この期日までに必ず納めてください。

保険料を納めないでいると、老齢基礎年金だけでなく、病気やケガで障害になったときの障害基礎年金や、母子家庭になったときの遺族基礎年金も受けられないことがあります。納め忘れはありませんか、一度チェックしてみてください。大切な国民年金保険料ですから、忘れずにきちんと納めましょう。

きましたが、この制度について教えてください。

国民年金には、一定期間分の保険料を前もって納めることのできる「前納制度」が設けられています。

前納制度を利用すると、毎月保険料を納める手間が省けるうえ、納め忘れる心配もありません。また、一定の割合で保険料の割り引きがありますのでお得です。前納を希望する方は、役場の住民係で二月中に手続きをしてください。

なお平成六年四月から平成七年三月までの一年間を前納する場合の額は、左表のとおりです。

	定額保険料	定額保険料+付加保険料
月々納めた場合	133,200 (11,100×12)	138,000 (11,500×12)
前納した場合	129,990	134,670
割引される額	3,210	3,330

新たに主任児童委員が委嘱されました

委嘱されました

出生率の継続的な低下などに伴い「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が、社会全体の課題となっています。そんな中で、これまでの児童委員の活動をバックアップし、子育て相談等地域における児童や家庭の福祉を推進する人材として、平成六年一月一日主任児童委員が設置されました。

お子さんの問題や児童の健全育成活動などについて、身近な民生・児童委員や主任児童委員に気軽に相談ください。なお、小須戸町の主任児童委員は次の方です。

氏名 川瀬 賢悟
住所 若葉町三丁目
電話番号 三八―三二五六
担当地域 小須戸町全域

民生・児童委員が

変わりました

民生・児童委員が欠員になっていた地域に平成六年一月一日より新たに次の方が民生・児童委員に委嘱されました。

氏名 川瀬 鐵三

パートタイマー等登録員を募集します

平成六年度のパートタイマー等登録員を次の要領で募集しますので、ご希望の方は期限までに役場総務課へ申し込みください。

◆職種及び資格

- ・役場事務
- ・給食センター調理員
- ・幼稚園、保育園児送迎バスの添乗員
- ・臨時保母

◆募集期限

二月二十八日(月)までに履歴書に希望職種を記入して提出してください。

◆勤務時間及び給与額

- ・役場事務 時給七二〇円
- ・給食センター調理員 時給七八〇円
- ・通園バス添乗員 月額五万二千元
- ・臨時保母 月額五万五千元

◆登録有効期間

平成六年四月一日より平成七年三月三十一日まで。

◆その他

パートタイマー登録員等については業務が発生した都度、登録員の中からお願いすることになります。

住所 新保第二

電話番号 三八―二四九一

担当地域 新保第一、二、三 中央町五丁目



共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,200,000円
2等級	自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表の等級区分第1級の各号に掲げる障害	700,000円
3等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第2級の各号に掲げる障害	400,000円
4等級	治療を要した期間が7月を超え、かつ、入院40日以上を含む実治療日数110日以上の傷害	180,000円
5等級	治療を要した期間が6月を超え、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上の傷害	150,000円
6等級	治療を要した期間が5月を超え、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上の傷害	120,000円
7等級	治療を要した期間が4月を超え、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上の傷害	100,000円
8等級	治療を要した期間が3月を超え、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上の傷害	80,000円
9等級	治療を要した期間が2月を超え、かつ、入院通院の実治療日数30H以上の傷害	60,000円
10等級	治療を要した期間が1月を超え、かつ、入院通院の実治療日数15日以上の傷害	40,000円
11等級	入院通院の実治療日数7日以上の傷害	20,000円

平成6年度 交通災害共済会員募集!

交通災害共済は、会員が交通災害により死亡したりけがをした時、その被災者や家族に見舞金を贈り、生活の安定と福祉の増進に役立てるため県内一二市町村が共同で運営している相互扶助制度です。加入できる人は、平成6年4月1日(年途中の場合は申込み日)に県内市町村区域に居住し、住民基本台帳又は外国人登録されている方です。

ただし、学校等に在学して親元より離れ住居を受け生活している方は、登録の有無にかかわらず加入できます。なお、六年度より交通災害共済制度が改正されます。

- ①会費が年三五〇円から五〇〇円に増額された。
- ②見舞金支給等級表が9級から11級(別表)となった。
- ③交通事故証明書がないと見舞金支給が9級(6万円)が限度になった。

会費については20年以上据え置いてきましたが、近年の交通事故増加により見舞金支払額も激増し、単年収支で赤字になるなど大幅な財源不足が予想されますので、今回値上げすること



交通安全は...

家庭から

毎月10日は交通安全家庭の日

<今月の標語>

冬道は
あわてず 恐れず
ゆとりの走り

小須戸町の交通事故発生状況

	小須戸町				新保第二			
	平成5年	平成4年	増減数	増減率	平成5年	平成4年	増減数	増減率
件数	65件	43件	22件	51.2%	13,720件	13,206件	514件	3.9%
死者数	0人	3人	-3人	-100%	316人	314人	2人	0.6%
傷者数	86人	49人	37人	75.3%	16,477人	15,842人	635人	4.0%

平成五年一月から十二月までの当町における交通事故発生状況は下表のとおりです。